

令和6年度

# 特別な支援が必要な子どもの就学説明会

## 通常の学級における支援

- 1 学校への引継ぎ
- 2 具体的な対応例
- 3 入学後の支援



# Ⅰ 年後の姿を思い描き・・・

＼できることを増やすために／

- チャレンジの機会をつくる
- 失敗してもよい雰囲気づくり
- 保護者が手伝っていたことを徐々に



**「自分でやろうとする姿をサポートする」  
ことが大切**

- (例)
- ・ 着替え
  - ・ 持ち物の管理
  - ・ トイレの作法
  - ・ 道路の歩き方
  - ・ 立って靴の脱ぎ履き
  - ・ 挨拶
  - ・ 鼻のかみ方
  - ・ 困った事を伝える
  - ・ 雨の日に傘をさす 等

## 就学時健康診断では

＼ 11月の就学時健康診断の参加状況を見る／

- 保護者と離れることができるか
- 集団行動はどうか
- 見通しの立たない活動への参加状況はどうか
- 発音の不明瞭さ・吃音について学校に相談する 等

\* 就学時健康診断以降は、学区の小学校に  
入学後の心配なことを相談できる。(窓口は教頭先生)

- 就学前施設で個別の教育支援計画を作成中の方は、  
就学時健康診断のタイミングで、  
いつ頃持参したらよいのかを、確認しておくスムーズ。

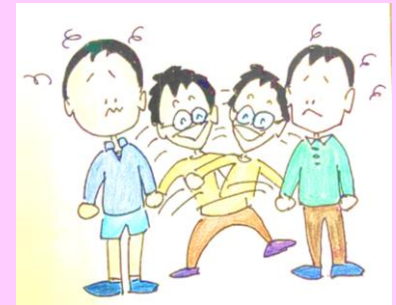
## 通常学級の様子

＼通常の学級の様子を知る／

○ 通常の学級の参観は、

**11月**就学時健健康診断**以降**、**保護者が直接**学区の小学校に**相談**する。

- (例)・通学路のイメージ  
・学校全体の雰囲気  
・先生の指示の出し方  
・子どもたちの授業の参加の仕方  
・トイレ 等の様子を



**実際に見て、学校生活のイメージをもちましょう。**

# 小学校への相談

＼就学時健康診断以降は小学校と相談できる／

個別の教育支援計画を引き継ぐ

保護者

3月中旬までを目安に  
保護者が持って行く

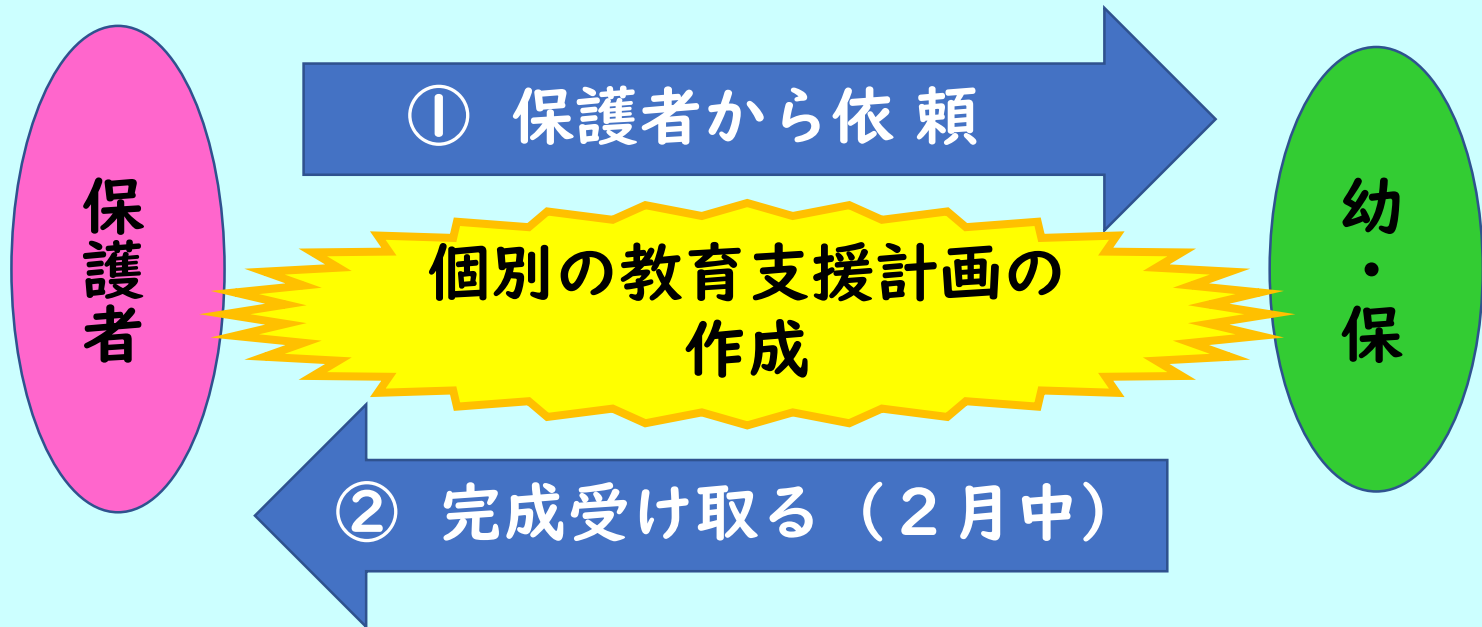
小学校  
(教頭先生)

子どもルーム  
アフタースクール

- \* お子様の状況・必要な支援・不安なことについて相談
- \* 子どもルームやアフタースクールにも引き継ぐことが可能

## 個別の教育支援計画とは・・・

＼就学前施設から小学校に  
引き継いでほしい支援がある場合／



「どんな場面で、どんな支援が必要か」を相談

# 個別の教育支援計画とは・・・

幼稚園や保育所等で行われていた具体的な支援内容や方法について、就学先の学校や子どもルーム等に引き継ぐものです。

個別の教育支援計画（3，4，5歳児用）

\*\*\*\*\*一部省略の意味

〇〇〇園 連絡先 043-123-4567

- ☆得意なこと、好きなこと
- ☆苦手なこと、個別の対応が必要なこと
- ☆具体的な手立て、配慮が必要なこと
- ☆楽しく生活を送るための工夫やヒント
- ☆学校へ引き継ぎたいこと

年齢	4歳児	平成29年度	5歳児
施設(園)長名	佐藤一郎		
担当者名	中村由美		

年月日 平成23年5月1日

氏名	養護 船太	年月日	平成23年5月1日
ふりがな 保護者氏名			
本人が困			長・検査
3歳児	・自分の気持ちを相手に伝えられない	・気の合う(友人)と話さない	・希望も少なく健康である

養護教育センターのホームページより  
印刷できます

 [千葉市 個別の教育支援計画](#)

## 入学後の相談について

- 特に、安全面での配慮（持病、移動面等）が必要な場合は、入学後、早めに担任にお伝えください。
- ※ 基本、担任との連絡は、連絡帳でのやり取りですが、必要に応じて、電話や面談で対応します。
- 小学校での個別の教育支援計画作成の必要性については、入学後の姿を踏まえ、5月末を目安に担任や特別支援教育コーディネーターと相談し、作成します。

\*入学後、学校との連携やお子様の発達についての相談は、養護教育センターでの相談が可能です。

TEL:277-1199 平日:9時~17時



# 学校における合理的配慮

## ◆ 基礎的環境整備と合理的配慮

### 基礎的環境整備（教育委員会）

\*環境整備という視点で、施設・設備の改善、設置

- (例) ・ エレベーター・スロープ等の設置、  
・ 点字表記  
・ 視覚デザインマーク(トイレマークなど)

移動面等で、施設改修が必要な場合は、  
直ぐに学校に相談を!

# 学校における合理的配慮

## ◆ 基礎的環境整備と合理的配慮

### 合理的配慮（学校が行う）

＊ 学校における一人一人に対応した支援  
対象者に特定した支援で 学校生活充実のため

- (例) ・拡大の問題用紙・解答用紙  
・宿題の量と内容の調整、  
・読み上げ、代筆など

合意形成が図られた配慮事項を  
小学校版の個別の教育支援計画に記す

## 学校における合理的配慮

- \* 学校における合理的配慮とは、  
支援が必要な子どもが、  
他の子どもと平等に  
十分な学習や生活が行えるように、  
その子供に合った  
必要かつ適当な変更・調整を

過度の負担（金銭的・人的・物的等）  
がない範囲で学校が行うこと

## ＼行動面での調整が必要な子への配慮／

### <心配なこと>

- 授業中の立ち歩き
- 周りの子にちょっかいを出す
- 教室から飛び出す
- 行動の切り替えに時間がかかる



### <対応例>

- ・ 座席の工夫
- ・ 教室の環境を整える（刺激を減らす）
- ・ 個別に説明をする
- ・ 目標を具体的に示す
- ・ 手紙係等の動きのある役割をもらう

## ＼乱暴な言動がある子への配慮／

### <心配なこと>

- 思い通りにならないとかんしゃく
- 乱暴な言葉や行動をとる
- 危険な物を振り回す
- 物や人に当たる



### <対応例>

- ・ 危険回避の環境調整
- ・ 教室以外の安心できる場所や気持ちを静める場所の確保  
(クールダウンの場の検討)
- ・ 落ち着いてから気持ちを聞く (気持ちの言語化)
- ・ ルールの視覚化 (目で見て確認できるように)
- ・ 周りの子の理解を促す

## ＼不安症状の強い子への配慮／

### <心配なこと>

- 母子分離が難しい
- 登校しぶりが心配される
- 泣き続けたり動けなくなったりする
- 苦手な音や刺激等の、感覚の過敏さがある



### <対応例>

- ・ 見通しが立つよう事前に話をする
- ・ 写真や絵等を使って説明をする
- ・ 具体的な指示を短めにする
- ・ 気持ちを落ち着かせる場所やアイテムを用意する
- ・ 苦手な感覚を和らげる工夫をする（イヤーマフ、上履き、体操服）



# ＼コミュニケーションに困難さのある子どもへの配慮／

### <心配なこと>

- 周りの状況を考えずに話す
- 相手の立場を考えずに話す
- 一方的に話をする
- 場面によって言葉を発することが難しい
- 自分から「困った」と言えない



### <対応例>

- ・相手の表情や口調等に関心をもたせ、状況を言葉で説明する
- ・発表は、友達や先生と一緒にやる
- ・言葉以外の伝える手段（サイン、カード、筆談）
- ・温かい学級の雰囲気

## ＼学習への不安がある子への配慮／

### <心配なこと>

- 文字に興味がない
- 鉛筆をもちたがらない
- 学習について行けるか心配
- 一斉指示を聞いて理解できるか心配
- 似た文字の区別がつかない



### <対応例>

- ・ なぞり書きができるように、下文字を教師が書く
- ・ 文章を読み上げる支援
- ・ ノートのマス目の調整
- ・ 黒板をノートに写す際の書く量の調整
- ・ 宿題の量の調整



- \* 対応は、一例なので  
どの学校でも全て行えるとは限りません。
- \* 特別支援学級との交流については、  
各学校の特別支援学級の規模や  
クラスの状況によりますので、  
学校にお問い合わせください。

**入学する学校と、  
よくご相談ください**

## 入学後の支援事業について

### ◆ 特別支援教育指導員

市立小・中学校の通常の学級に在籍する、  
学習面や行動面で緊急に対応が必要な児童生徒に対し、  
半年間配置し、困難さの改善を図ります。

- 就学前施設の加配の制度と違い、配置できる人数や  
期間に限りがあります。
- R6前期は、44校に配置しています。
- 希望する場合は、学校と相談し、学校から申請します。

## 入学後の支援事業について

### ◆通級指導教室（LD等通級指導教室）

#### 【対象となる児童】

- LD、ADHD、自閉スペクトラム症等の、医師の見立てや診断がある
- 知的な発達に課題はないが、読み・書き・計算などの学習に困難さが見られる
- 情緒の安定や社会性の発達に課題が見られ、学校生活での集団適応に困難さが見られる

入学後の状況を踏まえて、保護者が、

①小学校と相談 ②養護教育センターの相談担当と相談します。

## よくある質問

○学びの場は、年度途中でも変更できるか

**可能**です

→転籍には、移りたい学びの場での**全面交流**が必要。

年間6回の「**就学支援委員会**」の会議の場で決定する。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

就学支援委員会

就学支援委員会

就学支援委員会

就学支援委員会

就学支援委員会

就学支援委員会

# よくある質問

(別冊Q&Aを参照)

- 学区に関するお問い合わせは

学事課 043-245-5927

- 子どもルームに関するお問い合わせは

各区保健福祉センター・子ども家庭課 (Q&AのP4参照)

- アフタースクールに関するお問い合わせは

生涯学習振興課 043-245-5957

- 放課後等デイサービスの送迎については、  
事前に事業所と相談をし、  
入学前に、あらかじめ学校に伝えておきましょう。